

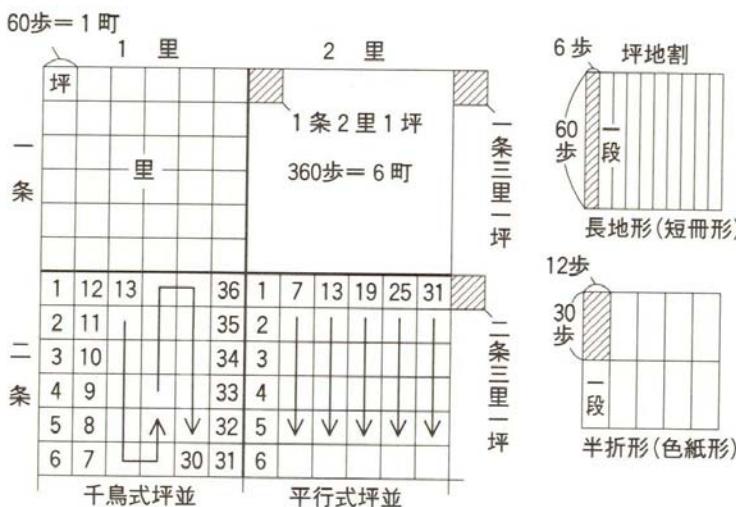
四 班田収授と条里制

条里制の施行

大化の革新の詔(六四六年)の中では、「班田収授」を行う方針が出されたが、このことと密接な関連を持つのが条里制である。

班田収授は六歳以上の男女に国が一定面積の土地を班給して耕作させ、死ねば再びその土地を收回するという田制であるが、詔の三条には「およそ田は長さ三十歩、広さ十二歩を段とせよ。十段を町とせよ。」として田地の地割りの基準を示している。これは班田収授という土地制度を行うために耕地を一定の広さに分割・整理していくとするものであろうが、条里制地割りによる耕地の整理や開発が進んだのは大宝令(七〇二年)以後で、特に和銅—養老年間(七〇八—七一四)ごろに全国的に進められたと考えられている。

条里制地割りは土地を六町(約六四五メートル)間隔で縦



第33図 条里制坪並と坪地割

横に区画し、その一つの六町四方（方六町）を里とした。そして東西の並びを一里・二里…と数えれば、南北の並びは条（あるいは國）と呼び、一条・二条…と数えた。里は更に一町ごとに六等分して縦横に三六に区画され、その一つの一町四方（方一町）を坪（江・枝）と呼んだ。坪は一ノ坪から三六ノ坪まで順に数えるが、その数え方は千鳥式（連続式）と平行式とがあり、ほぼ一郡を単位に○国○郡○条○里○ノ坪と呼称されて的確にその位置を示すことができた。坪はまた更に一段ごとに一〇等分されたが、この地割りには長地型と半折型の二つの型がみられる（第33図参照）。改新の詔三条の地割りはこの半折型を指している。したがつて一方の長地型地割りとは時期的にどちらが先行するものかについて意見が分かれている。

京都・行橋平野の条里制遺構

京都・行橋平野 条里制遺構の分布は北は秋田県から南は鹿児島県に及ぶ広い範囲にみられる。北部九州でも各地の平野部にみられるが、旧豊前国においても企救郡から宇佐郡に至る周防灘に面した平野部を中心に広く分布している。京都郡・仲津郡においては次のような地域に分布を見る（第34図）。

（今川流域）

山鹿・大熊・本庄・古川・統命院地区（以上現犀川町）

天生田・大谷・宝山・流末・寺畔・中川地区（以上現行橋市）

（長崎川・井尻川流域）

大野井・検地・上津熊・中津熊・下津熊・西谷・津積地区（以上行橋市）

下久保地区（現勝山町）

（祓川流域）



第3章 律令政治の展開と郷土—奈良・平安時代

- 光富…二十田、柿ヶ坪
- 上原…大坪、二反田、三ツ町、一ツ町
- 吉岡…四反田、二反田、一ツ町
- 綾野…二反田、四反田、一町田、一町畠、三十田、六ツ重、三反田
- 下原…八反田、七反田、六反田、七ツエ、九反田、ムツエ、四丁田、九反田谷
- 比見…六反田、二反田
- 德永…中ノ坪、四反畑、壹丁田、五反田、貳反田、七ツ枝、六ツ枝
- 上坂…八反田
- 德政…一ツ田、七反田、十七、八反田、大坪
- 国作…三ツ田、八反田、口ヶ坪、七ツ江、大坪
- 惣社…口ヶ坪、三反田、五反田
- 有久…七反田
- 田中…一ツ町、三十田、八反田、二反田、三反田、七反ヤシキ

このようすに豊津町域でも古代において条里制開拓が行われていたことが分かるが、しかし坪並みを復元できることはどの条里地名も残ってはおらず、条里全体の復元はできない。

条里制遺構の消滅

最近各地域で水田の圃場整備が進められていて、広い区画の水田の造成で古くからの溝や畦畔けいはんが付け替えられ、かつての耕地の姿が一変してしまった。条里遺構の残存し

ていた地域でも条里を無視したこの造成工事によつて条里遺構の消滅が相次ぎ、かつての状況は古い地図や航空写真でしかうかがい知れない状態となりつた。それは豊津町域においても例外ではなく、比較的残存状態のよかつた祓川左岸の節丸地区や徳政・有久・惣社・国作地区の条里遺構も圃場整備の完了した現在では消滅してしまった。そのほかの京都・行橋平野の各地域でも次々と消滅して、わずかに残った遺構の消滅も間近いものと思われる。

古墳やそのほかの文化財に比べて条里遺構の保存は全体的に軽視されすぎてきただことが消滅を早めた原因であろう。この地方の条里の復元作業をはじめ古代の土地制度と集落の問題などの研究がほとんど進められないまま条里遺構が消滅しかけていることは、これから郷土の古代史研究に取り返しのつかない事態になつてしまつた。

第五節 郷土を巻き込んだ内乱

一 隼人の乱と郷土

律令国家と隼人

九州の南西部（現在の宮崎県・鹿児島県）に住む部族は古代においては隼人という名で呼ばれていたが、その居住する地域によつて日向隼人・大隅隼人・阿多隼人・薩隼人・多